

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アップルインターナショナル株式会社		コード	2788
提出日	2021/3/1	異動（予定）日	2021/3/26	
独立役員届出書の提出理由	・独立役員である加藤一夫氏が、株主総会をもって社外取締役を退任することによるもの			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	西田 宜正	社外取締役	○													○		有
2	大塚 静生	社外監査役	○													○		有
3	前田 超人	社外監査役	○													○		有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません	西田 宜正氏は会社経営者としての幅広い知識と当社事業に関しても十分な理解と見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして東京証券取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません	大塚 静生氏は長年金融機関と事業会社の役員での豊富な経験と知見を有し、当社のコンプライアンスを維持するために役割を十分に果たしていただけるものとして、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして東京証券取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません	前田 超人氏はトヨタカローラ三重株式会社において取締役としての豊富な経営経験があり、経営者の視点に立って高い見識を有していることと、過去に当社の社外監査役として助言および指摘を受けるなど、当社がコンプライアンスを維持する上で高い実績を上げており、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして東京証券取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。